平成２５年（フ）第１４号
千葉県南房総市高崎1270番地２
債務者　渡邉　秀明
１　決定年月日時　平成25年３月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２４年（フ）第８５１号
千葉県我孫子市青山台２丁目14番７号
債務者　中山　雅子
１　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１１７号
千葉県鎌ケ谷市東道野辺７丁目11番13号
債務者　米倉　幸子
１　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１２４号
千葉県我孫子市湖北台７丁目11番40―301号
債務者　青谷　満男
１　決定年月日時　平成25年３月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１２８号
千葉県我孫子市天王台６丁目７番８号―101号　エステートＭＩＹＡＫＯ
債務者　本庄　真吾
１　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１２９号
千葉県柏市豊四季387番地の72
債務者　田原　博之
１　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１３８号
千葉県松戸市小金清志町３丁目44番地の13
ＡｔｅｌｉｅｒＨＡＳＡ201号
債務者　小田切大悟
１　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１４５号
千葉県柏市逆井３丁目24番27号
債務者　岡野　卓也
１　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１４９号
千葉県松戸市牧の原２丁目62番地の３　コンフレール510―106号
債務者　津吹　成恵（旧姓石橋）
１　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１５１号
千葉県松戸市六高台９丁目167番地　ブラザーマンション湯浅202号
債務者　鞘木　政江（旧姓田中）
１　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１６号
群馬県桐生市広沢町５丁目1154番地の６
債務者　川村　晃一
１　決定年月日時　平成25年４月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第２７４号
愛知県半田市大高町３丁目103番地の１　レイクサイドダック203号
債務者　八木さやか
１　決定年月日時　平成25年３月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３１４号
名古屋市守山区小幡千代田17番14号　ファミーユ千代田１Ａ、従前の住所名古屋市守山区小幡千代田20番29号　宝マンション千代田橋第３―610号
債務者　坂　　弘道
１　決定年月日時　平成25年３月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４１１号
愛知県春日井市藤山台３丁目１番地８　320号棟308号室
債務者　竹田恵津子
１　決定年月日時　平成25年３月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１０３号
神戸市兵庫区西橘通２丁目４番18―202号、従前の住所神戸市兵庫区荒田町３丁目14番７―401号
債務者　白川ひろみ
１　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６６号
神戸市垂水区瑞穂通６番24―303号
債務者　川添美奈子
１　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７６号
神戸市東灘区深江北町３丁目２番10号　メゾンソーレ301号
債務者　金藤ちえみ
１　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１８１号
神戸市兵庫区中道通３丁目２番２号　ジュネス神戸202
債務者　荒川　譲一
１　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
神戸地方裁判所第３民事部